

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称： 西尾市立鳥羽保育園	種別： 保育所	
代表者氏名： 小塚 憂美	定員（利用人数）： 45名（28名）	
所在地： 愛知県西尾市鳥羽町古新田16番地38		
TEL： 0563-62-2375		
ホームページ：		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日： 昭和44年 4月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 西尾市		
職員数	常勤職員： 4名	非常勤職員： 4名
専門職員	（園長） 1名	（調理員） 1名
	（主査） 1名	
	（保育士） 6名	
施設・設備の概要	（居室数） 4室	（設備等） 遊戯室・プール
		防犯管理システム

③理念・基本方針

★理念

児童福祉法に基づき、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進していきます。
家庭や地域社会との連携をはかり保護者との協力の下に保育を進めます。
子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意します。

★基本方針

- （1）家庭や地域社会と連携を図り、保護者の協力の下に保育を進めます。
- （2）子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動することにより、健全な心身の発達を図ります。
- （3）養護と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもを育成します。
- （4）地域における子育て支援のために、乳幼児などの保育に関する相談に応じます。

④施設・事業所の特徴的な取組

①定員45名、在籍園児28名という小規模な園である。年少・年中児の混合クラスと年長児クラスがあり、家庭的な雰囲気の中で保育をしている。自然に囲まれた伸び伸びとした環境の中で、子どもたちの遊びを通して、異年齢との関わりを大切に保育している。

②長時間保育がなく、降園時間に保護者と担任が顔を合わせて話をするができる。ちょっとした相談にも応じやすく、保護者と子どもの様子について共有しやすい環境である。また、今年度から園と保護者をつなぐコミュニケーションアプリ（ハグノート）を導入し、保育園での子どもの遊びの様子を配信し、子どもの育ちを保護者と共有している。

③小規模な園ということもあり全職員が園児全員の家庭状況、性格、発達などを把握しやすい状況である。職場内に気軽に話せる雰囲気もあり子どもの成長を伝え、喜び合ったり、援助の仕方を相談したりして共通理解のもと子ども達の育ちをサポートしやすい。

④一時保育事業を行っており、利用者の方のニーズに合わせて対応したり、育児や入園前の相談を受けたりしている。毎月2回程度の園庭開放と幡豆地区の保育園で年8回の地域活動事業を行っており、入園前の子どもや保護者の方を対象に、親子ふれあい遊びやバルーンアート、絵本の読み聞かせ、ミニコンサートなどを計画し交流を図っている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 4年 7月29日（契約日）～ 令和 5年 4月11日（評価確定日） 【令和 5年 1月30日（訪問調査日）】
受審回数 （前回の受審時期）	3 回 （平成29年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆園長の保育の質の向上に対する意欲

4月に就任したばかりではあるが、園長が率先して「自主研修」を提案し、今年度既に5回ほどの研修を開催している。職員が学びたいこと、虐待防止に関すること等が取り上げられ、保育の質の向上につなげている。また、市主催の研修をはじめ、他の研修についても研修計画に沿って実施されている。

◆地域との交流

「令和4年度マニュアル」に「園庭開放」が記載され、基本的な考え方が明示されている。地域の社会資源については「西尾市子育て支援センター」の広報誌がいつでも見られるようになっている。また「子育て支援ちびっこサークル」についても、地域に広報を行って周知を図っている。花まつりの体験や消防団を招いての消火体験、おまわりさんの交通講和、老人ホームとの交流等を実施している。

◆利用者満足に対する取組み

運動会や年に2回の懇談会等、行事ごとに保護者からアンケートを取り、集計をした結果を保護者へ書面でフィードバックしている。また、改善が必要と思われる案件については、職員会議で検討して改善につなげている。アンケートの中に、保護者満足度の調査が毎回入っており、高い満足度が得られていることを確認している。会議に出られない職員へは、回覧をして職員全体へ周知できるように心がけている。

◇改善を求められる点

◆職員参画のない事業計画の策定

事業計画の策定と、実施状況の把握や評価・見直しは組織的に行われているとは言い難い。策定の段階からの職員の関わりは一部に留まっている。また、事業計画の評価も園長が一人で行っている。事業計画の策定や評価、見直しには、より多くの職員が参画して、意見を表出することが望ましい。

◆総合的・民主的な人事管理を

人事評価制度が実施され、評価結果が昇給等の処遇と結びついている。しかし、職員本人や評価者である役職者に評価結果が通知されないことから、職員個々の目指すべき方向性が見えづらく、職員のモチベーションの維持にも影響することが懸念される。人事評価の結果を正確に職員や役職者に伝え、総合的、民主的な人事制度とすることが望ましい。

◆BCP（事業継続計画）の策定

海が近く、地震による津波の浸水警戒地域となっており、避難訓練や引き渡し訓練等が繰り返し行われている。地震等の災害発生時の「保育園職員行動マニュアル」が整備され、職員へ周知をしている。備蓄食品の中にはアレルギー対応食品の確保もある。しかし、BCP（事業継続計画）は策定されていなかった。広域災害の発生時に、円滑に事業再開や地域復興が叶うよう、BCPの整備を急がりたい。

◆記録の管理体制

子どもの個人情報に関わるマニュアルが整備され、記録類は鍵のかかる書庫で保管する等、管理は徹底されている。子どもの写真の管理も記録簿が整備され、園長や保育課主幹の確認が必要な重要書類と位置付けられている。しかし、今年度から始まった「ハグノート」アプリでは、子どもの写真を職員の携帯電話で撮影し、保護者へ送っている。マニュアルとの齟齬があるため、早急にタブレットの台数を増やすことも含め、対策を講じられたい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

受審を通じて、学びと様々な見直しをすることができました。
評価機関のアドバイスを真摯に受け止め、改善に努めたいと思います。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	Ⓐ ・ b ・ c
<コメント> 保育理念、運営方針がリーフレットやホームページに掲載されている。職員にはリーフレットを配付し、園内の各所に掲示してある。保護者には、リーフレットをアプリである「ハグノート」で配信し、運営方針に沿った取組みを写真で掲示し、保護者にも伝わりやすいように工夫している。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	Ⓐ ・ b ・ c
<コメント> 今年度就任した園長は「ぜんほきょう」や「保育士だより」等の所属団体の機関誌を購読し、市の園長会や施設長会に参加して、福祉事業全体の動向について把握している。子どもの利用率の推移のデータを収集し、経営環境や課題を分析している。園の立地する幡豆地域の人口減少、津波浸水避難地域、乳児保育・延長保育の未実施等を利用率低下の要因と分析している。		
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a ・ Ⓑ ・ c
<コメント> 経営課題として、大規模修繕については職員の意見を集め、市に要望として挙げている。利用率の課題については、地域ニーズを園庭開放や地域活動事業で把握するよう努めている。「保育園予算配分一覧表」が市から提示され、消耗品費、賄い費（おやつ代）の毎月の予算を決めている。職員には、どれだけの予算があるのか説明されておらず、課題として残る。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a ・ Ⓑ ・ c
<コメント> 令和4年度から令和6年度までの中・長期計画が策定されており、毎年見直しを行っている。具体的な成果の記述は見られるが、年度ごとの数値目標が設定されていない。実施状況の評価を曖昧にしないためにも、また単年度の事業計画に枠組みを示すためにも、可能な項目については数値目標を設定することが望ましい。		
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a ・ Ⓑ ・ c
<コメント> 中・長期計画に基づいた事業計画が策定されている。年度初めに職員には職員会議で周知されるが、全職員で事業計画の実現に取り組んでいるとは言い難い。職員が事業計画に沿った保育を実践していることが実感できるよう、数値目標や具体的な成果の設定を検討されたい。		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しは、組織的に行われているとは言えない状況である。策定の段階では、職員の関わりは一部に留まっている。また、事業計画の内容は職員に周知されるものの、評価は園長が一人で行っている。事業計画の策定や評価・見直しに、より多くの職員が関わることを求めたい。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	⑦ ・ b ・ c
<コメント> コロナ禍にあって、保護者に事業計画を説明する機会は十分とは言えないが、少ない機会を利用して事業計画を説明している。説明に当たっては、事業計画に沿った取組みを分かりやすく説明するために、写真等を活用して行っている。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a ・ ⑧ ・ c
<コメント> 市の方針により、第三者評価を定期的（ほぼ5年ごと）に受審し、その際には職員全員で自己評価に取り組んでいる。しかし、受審しない年には、自己評価が行われていない。保育の質の向上に向け、PDCAサイクルに基づいて自己評価を実施し、改善に結びつけていくような仕組みの構築を求めたい。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ⑨ ・ c
<コメント> 評価結果に基づいた改善計画の策定がなく、仕組みの構築を求めたい。日常的には、職員や父母の会の意見を聴取して、行事案内の通知を修正したり、子どもの姿から「ヒヤリハットマップ図」を修正する等の見直しが図られている。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>今年度就任したばかりの園長は、4月の職員会議で保育園の経営・管理に関する方針と取組みを表明している。また、年度初めに「保育園職員としてのあり方」の読み合わせを行い、併せて「職務分掌一覧」を使って、職員それぞれの役割の確認を行っている。不在時の権限委任先も、関連するマニュアルの記述から、主査がその任に当たることが読み取れる。</p>			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a ・ ② ・ c	
<p><コメント></p> <p>「関連法令リスト」をファイルし、法令について職員がいつでも見られるようにしている。また、園長が収集した「ぜんほきょう」からの情報については、重要な部分をマーカーで分かるように示して回覧している。しかし、周知状況の確認はされておらず、職員が正しく把握・理解しているかという点では改善の余地がある。</p>			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>4月に就任したばかりではあるが、園長が率先して「自主研修」を提案し、今年度は既に5回の開催がある。職員が学びたいこと、虐待防止に関すること等が取り上げられ、保育の質の向上につながっている。また、市主催の研修をはじめ、他の研修についても研修計画に沿って実施されている。</p>			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>公立園という枠内ではあるが、園の人事、労務、財務の状況を踏まえて分析を行っている。市の主幹との「運営懇談会」では、事務職員の必要性や会計年度任用職員の日数変更等を要望した。また、今年度より会計年度任用職員との面談を行ったり、事務時間の確保、繁忙期には職員が協力して行うことで、職員の業務量の削減及び均等化等の工夫をしている。</p>			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>職員の採用や確保については、市の役割となっている。職員の定着策については、職員が「保育が楽しい」と思えるような職場づくりを目指している。職場の中で良好なコミュニケーションを図ることで、働きやすさや職員の定着につながるよう心がけている。また「職場診断アンケート」の結果に基づいて改善を進めている。</p>			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a ・ ② ・ c	
<p><コメント></p> <p>人事評価制度が実施され、評価結果が昇給等と結びついている。しかし、職員本人や役職者に評価結果が通知されず、職員個々の目指すべき方向性が明確性を欠き、モチベーションの維持にも影響することが懸念される。しかし、一次評価は主査、二次評価は園長となっており、それぞれとの面談時に、改善点等が口頭で伝えられている。</p>			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>時間外勤務の申請時間数と、タイムカードの打刻時刻との乖離が、他園と比較して大きかったため、打刻の意識づけを行って改善を図っている。相談窓口として「西尾市職員専用ハラスメント相談窓口」を設置し、運用を民間法人に委託している。ストレスチェックも実施され、その結果に基づいて環境改善を図っている。職員互助会が組織され、各種福利厚生策が実施されている。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>「成果評価シート」や「能力取組姿勢評価シート」を使い、職員一人ひとりの目標設定を行っている。期待する職員像に合わせて目標を設定するが、目標設定時の面談で、適切・適正な目標に修正することもある。個人目標は、最終的には理念や方針に結び付くものであり、園全体の目標に整合させて設定することが求められる。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ③ ・ c
<p><コメント></p> <p>公立保育園・幼稚園共通の「保育者研修計画」が策定され、階層別に参加者を決めている。職員の希望を取り入れているが、職員育成の観点から、職員に求める能力が身につくよう研修の計画を立て（P）、計画通りに研修を行い（D）、履修後に評価を実施して（C）、改善点を次回の研修に反映させる（A）といったPDCAサイクルの流れになるよう工夫されたい。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	a ・ ④ ・ c
<p><コメント></p> <p>市の研修、園内研究、自主研修といった研修の体系が用意されている。新任職員には、早番職員や遅番職員と一緒に業務に取り組むといったOJTを実施している。一時保育担当職員には研修参加の機会がないため、より多くの職員の教育・研修の場への参加を検討されたい。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	⑤ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>市の「実習生受け入れマニュアル」に基づいて実習指導を行っている。事前訪問の時に「保育実習計画表」を渡し、実習期間中のプログラムを確認してもらっている。実習生は、毎日実習終了後に、指導を受けた担当職員と反省会を行い、最終日は園長、主査、担任との反省会を行っている。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>市のホームページからは事業計画、事業報告、予算、決算、第三者評価の受審結果、苦情・相談の状況は確認できなかった。透明性の確保の意味で、これらの内容をホームページ上で公開することを検討されたい。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	a ・ ⑦ ・ c
<p><コメント></p> <p>市の「予算執行点検マニュアル」に基づき、事務、経理、取引等に関するルールの確認と報告を6月と12月に行っている。ただ、職員にはこうしたルールの周知が十分には行きわたってはならず、周知の工夫が求められる。なお、定期的に県や市の監査を受けているが、特段の指摘、指導事項はない。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	① ・ b ・ c	
<p><コメント> 「令和4年度マニュアル」に「園庭開放」が記載され、基本的な考え方が明示されている。社会資源については「西尾市子育て支援センター」の広報誌がいつでも見られるようになっている。また「子育て支援ちびっこサークル」についても広報を行っている。花まつりの体験や消防団を招いての消火体験、おまわりさんの交通講和、老人ホームとの交流等を実施している。</p>			
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	① ・ b ・ c	
<p><コメント> 「ボランティアの受け入れマニュアル」に、基本姿勢を明示している。学校教育への協力については、「中学生によるボランティア（子どもへの関わり体験、園内清掃・整備）」に、基本姿勢が記載されている。中学生を7月に2日間、それぞれ6名を受け入れた。また、職場体験も10月に2名を受け入れた。ボランティアには、子どもとの関わり方を事前に説明をしている。</p>			
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	① ・ b ・ c	
<p><コメント> 社会資源については、一覧表が作成されている。要保護児童対策協議会への定期的な参加はないが、虐待が疑われるケースについては、市の保育課に「見守り支援書（定例サポート会議用）」の提出を行い、児童相談所や市の家庭児童支援課と連携を行っている。</p>			
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	① ・ b ・ c	
<p><コメント> 園長が参加する中学校区交通安全推進協議会には、小中学校の校長やPTA会長、町内会長、駐在、交通安全指導員等が参加をしており、情報交換を行い、地域ニーズの把握にも取り組んでいる。また、未就園児の親子を対象にした園庭開放や「子育て支援ちびっこサークル」を開催している。</p>			
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a ・ ① ・ c	
<p><コメント> 園としての福祉ニーズの把握は十分とは捉えておらず、福祉ニーズに基づいた地域貢献事業は検討の最中である。小学校区内の保育所が3園から2園に統合されることから、3歳未満児の保育、早朝・長時間保育の検討を期待したい。</p>			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもを尊重する基本姿勢は「保育園運営案」や「全体的な計画」、「リーフレット」等に記載されている。職員は「人権チェックシート」で自己チェックを行い、結果を園長・主任が確認している。人権に関しての留意点としては、子どもにも分かりやすい言葉で伝えることを意識し、職員相互に良いところを気付か合えるような関わりを目指している。</p>		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a ・ ㉒ ・ c
<p><コメント></p> <p>「プライバシー保護マニュアル」があり、職員には入社時に説明し、年1回読み合わせをしている。プール遊びの着替えにカーテンを閉め、外から見えないようにしたり、男女を机で仕切ったりして配慮している。今年度からICTが導入され、連絡帳アプリ「ハグノート」を活用して保護者に写真を送っているが、職員個人の携帯で撮影した写真の管理についての規定（ルール）はない。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>リーフレットを作成し、入園希望者をはじめ誰でも手にすることができるように保育課に設置してある。市のホームページに入園についての情報があり、保育内容についてはリーフレットの情報がそのまま載っている。見学希望者の園内見学や保育情報の提供は、園長と主査が個別対応で行っている。</p>		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a ・ ㉒ ・ c
<p><コメント></p> <p>保育の開始に当たっては、市の定めた手順に従い行われている。個別の面接も行われ、特別な配慮が必要な子どもの保護者に対しては、丁寧に時間をとって対応している。しかし、対応のマニュアルは作成されておらず、経験の浅い職員でも適切に対応できるよう、マニュアルの整備が望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ㉒ ・ c
<p><コメント></p> <p>保育所変更の場合の引継ぎや申し送りの手順について、主査や園長の経験の範疇で行っており、文書の定めは確認できなかった。個人情報を含んだ文書の取扱いに関しては、入園時に保護者の同意が得られている。「重要事項説明書」が入園時に保護者へ配られ、園の決まりについては口頭で説明されている。今後、保育所変更時のサービスの継続について、保護者に伝える方法を検討されたい。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>行事ごとにアンケートを取り、集計した結果を保護者へ書面でフィードバックしている。また、内容を職員会議で報告し、必要に応じて検討を行っている。アンケートの中に、利用者満足度の調査を毎回入れており、満足度は高い結果が得られている。会議に出られない職員へは回覧をして、職員全体へ周知できるように心がけている。</p>		

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント> 苦情解決の仕組みは、職員にマニュアルを配付して周知を図り、保護者へは入園時に「重要事項説明書」を使用して説明している。相談や苦情があると、市で決められた様式で報告し、職員全体へも周知している。しかし、苦情に関してのその後の経過が分からなかった。大きな苦情はないようだが、解決までの道筋が分かるような記録を残す方法を工夫されたい。</p>		
Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント> 「重要事項説明書」に、苦情の受付窓口、行政評価委員について記載されている。そこから、保護者が相談したい相手を選べるようになってきている。相談方法は「園だより」で知らせたり、意見箱の設置も行っている。職員室から保護者の送迎が見渡せるため、園長や主査が、保護者が相談に来やすい雰囲気作りを心掛けている。</p>		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント> 懇談会を年に2回行っており、相談内容を「育児月報」や「保育の記録」に残している。問題があればすぐに面談を行うなど、迅速な対応を心掛けている。懇談会の記録は「保育の記録」の特記事項に記入するのみとなっている。年度ごとに担任は変わるため、個々の小さなニーズや相談が、情報として次年度へ繋がるような記録の整備が望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント> 「安全点検簿」で毎日の安全点検が行われ、専門業者による遊具点検が年1回行われている。「睡眠時無呼吸症候群の見守り」や「プールの管理マニュアル」、「誤食やアレルギーの管理マニュアル」も整備されている。事故等が起きた際の、対応や振り返りの記録が残されておらず、委員会などは機能していなかった。責任者を明確にしておくことで、見守り意識の高まりが期待される。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント> 感染症の予防や対応は「感染症対応マニュアル」に従って行っており、保護者にも「重要事項説明書」で分かりやすく知らせている。また、感染症が発生した場合の情報も、掲示によって分かりやすく示している。新型コロナウイルス感染症についても、職員への状況説明や保護者への連絡が、連絡メール「絆ネット」で行われ、情報を素早く知らせる仕組みが確立している。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント> 海が近く、津波の場合の浸水警戒地域となっており、避難訓練、引き渡し訓練等が積極的に行われている。地震や災害発生時の「保育園職員行動マニュアル」が整備され、職員へ周知をしている。備蓄食品の中にはアレルギー対応食品の確保もある。しかし、BCP（事業継続計画）が策定されていなかった。災害発生後に、事業再開や地域復興が円滑に進むよう、BCPの策定を急がれたい。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント> 保育の標準的な実施方法は「保育園運営案」や指導計画、各種マニュアルで確認できた。市の園長会で検討して市統一の方法を定め、各保育園で地域ニーズ等に合わせて変更・追記されている。毎年、職員全員が参画して見直しが行われ、保育の方法の確認やマニュアルの確認が行われており、より良い保育サービスとなるよう努めている。</p>		

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 「保育園運営案」や「保育の全体的な計画」、指導計画、マニュアル等の見直しが、毎年行われている。月週案、行事計画等についても評価、反省が行われ、アンケートの集計結果も踏まえて、次の目標設定や行事計画へとつなげている。父母の会役員の意見も参考にして、保護者満足の上にも努めている。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 入園時に実施したアセスメントを基に、さらに「保育の全体的な計画」を踏まえて、指導計画が作成され、作成、実施、見直しのプロセスが定まっている。職員数も少なく、長時間保育もないため、全員で集まって会議ができる恵まれた環境を活かしている。それぞれの反省を基に話し合いを行い、主査が確認をして、職員の学びとなるような助言をしている。</p>		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 指導計画の実施状況の評価と、計画の見直しのマニュアルはあるが、以前は見直しや振り返りの期日が曖昧であった。今回の自己評価で気づきがあり「指導計画ファイル」で期日が確認できるように改善され、分かりやすくなった。マニュアルは4月に紙面に起こしてあるが、それが職員全体へ浸透していなかったため、今回の見直し変更へと繋がった。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 保育の実施状況の記録として「入園前の生活状況」や「児童表」、「健康の記録」、「保育の記録」が個別に作成され、管理されている。書き方のマニュアルは市で統一されており、主査が指導し園長が確認している。子どもの情報は職員会議で共有し、参加できない職員へは回覧をして、全員へ周知できるよう配慮している。</p>		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 子どもの個人情報に関わる記録は、鍵のかかる書庫で保管する等、管理は徹底されている。子どもの写真の管理も記録簿が整備され、園長、保育課主幹の確認が必要な重要書類と位置付けられている。しかし、今年度から始まった「ハグノート」アプリでは、写真を個人の携帯電話で撮影して保護者へ送っている。マニュアルとの齟齬があるため、タブレットの台数を増やすことも含め対策を講じられたい。</p>		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>「保育の全体的な計画」は、市で作成したものをベースに、各園で地域の状況や家庭の実態等を加えて策定されている。指導計画については、学年ごとに話し合いをし、さらに園長、主査を交えて皆で話し合って決定している。長時間保育を行っていないため、毎日正規職員全員での話し合いの時間がとれている。そのため、計画作成から実行、反省と振り返りを行い、次の計画へつなげることができている。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもからの発信を大切にし、遊びを発展させていく保育を実践している。お店屋さんごっこなども、子どもの発想から遊びが展開された。定員に対して部屋数が多く、図書コーナー、早朝保育だけで使用する部屋など、ゆとりある環境となっている。トイレのマットの管理など、職員サイドでの問題提起があったため、担当者や係を明確にして、一人に負担が偏らないようなルール作りを期待したい。</p>		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>クラス人数が少なく、ゆとりを持った保育が行われている。長時間保育がなく、子どもは皆同じ時間に降園するため保護者と担任との距離が近く、話しやすく安心につながっている。個別の支援が必要な子どもに対しては、1日の流れを絵カードで示し、子ども自身が見通しをもって生活ができるようにしている。</p>		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保49	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもが少人数のため一人ひとりの状況が分かり、保護者と連携して基本的な生活習慣を身に付けるための丁寧な関わりがある。トイレトレーニング中の子どもが数名いるが、おむつ置き場がトイレにあって使いやすい。トイレが成功したらシールを貼り、子どものやる気を引き出している。しかし、名前が大きく掲示しており、おむつである子どもが目瞭然である。3歳以上児の環境としては、一考を要す。</p>		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>少人数だが広い園庭があり、自由に活動できる空間が多くある。異年齢との関わりも多く、数名の遊びから、皆でのお店屋さんごっこに展開したり、サーキット遊びから子ども同士の遊びのつながりや教え合いが生まれている。子どもの意見を拾い、やりたいことを試せるような保育の工夫が見られる。地域に向けて園庭開放を行い、未就園児が親子で遊べるような働きかけを行っている。</p>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>乳児クラスはないが、一時保育で乳児を受け入れている。一時保育の利用は低年齢児がほとんどである。0歳児の利用は、月に1名が3～4日利用する程度である。1・2歳児と同じ部屋で過ごすため、パーティーなどで室内を区切り、落ち着いて過ごせるような工夫をしている。</p>		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>一時保育の中でも、利用する子どもが一番多いのが1・2歳児である。保護者の就労やリフレッシュのため、慣れない場所で過ごす子どもの気持ちを受け止め、気持ちよく過ごせるよう配慮している。定員が10名であるが、多くても7～8名の利用であるため、家庭のように落ち着いて過ごせる環境である。</p>		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	① ・ b ・ c
<p><コメント> 3・4歳児と5歳児でクラスが別れているが、総勢26名の子ども集団のため、園全体で保育をする環境を作っている。戸外遊びや、子どもの声を拾ったお店屋さんごっこなどの設定で、異年齢児との交流が自然に行われている。保護者には「園だより」に加え、連絡帳アプリで写真を交えて子どもの様子を伝えることができるようになり、保護者からは好評を得ている。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a ・ ② ・ c
<p><コメント> 障害のある子どもや特別な配慮が必要な子どもには、個別指導計画を作成している。ケース検討会を園内で開き、職員間で共通理解を持って対応している。職員からは「保護者支援として、早期の療育支援につなげるなどの対応が十分ではない」との意見も出ている。保護者に対して子どもの姿を正確に知らせ、家庭と園とが連携して子どもの育ちを考え合える協力体制を築かれない。</p>		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a ・ b ・ c
<p><コメント> 非該当</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	③ ・ b ・ c
<p><コメント> 小学校への申し送りとして「保育所児童要録」を作成して提出している。その時に連絡会議も行っている。年長児に向けて、小学校の生活を知るための「出前授業」が地域小学校の養護教諭によって行われている。また、1月には個別懇談会を行い、就学前の保護者の不安や要望、子どもの姿について話す機会を作っている。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a ・ ④ ・ c
<p><コメント> 「健康管理マニュアル」を職員で読み合わせている。感染症が発生した場合は、登降園時に打刻するタブレットの横に「感染症ボード」を置き、保護者に状況を知らせている。一時保育では、SIDS（乳幼児突然死症候群）のチェックは行っているが、保護者への情報発信はしていなかった。今回の評価で気づき、保護者の目につく場所へ貼りだした。一時保育担当職員へのSIDS研修を計画されたい。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	a ・ ⑤ ・ c
<p><コメント> 健康診断の結果を「健康診断票」や「歯科健診票」に記録し、異常のある子どもの保護者には、連絡帳と口頭で知らせている。コロナ禍によって、園での歯磨きを中断しており、保護者へ「保健だより」で知らせている。健診結果を保護者へ伝える方法が連絡帳と口頭のみであり、治療したことが園に分かるような仕組みがない。家庭での治療の経過を把握する仕組みづくりを期待したい。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント> 「アレルギー生活管理指導表」を作成し、保護者への聞き取りを行い、食事は除去食対応をしている。給食センターより、一人分のアレルギー用食缶で届くような仕組みとなっている。個別の保護者対応は行っているが、園全体での取り組みや、全保護者への周知は課題となっている。他の子どももアレルギーや慢性疾患について理解し、お互いに認め合える集団となるような働きかけを工夫されたい。</p>		

A-1- (4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 食育計画を基に、野菜の栽培や収穫体験をしている。収穫した野菜等は家庭に持ち帰ったり、園の手作りおやつ材料として使用することもある。給食の試食会もしていたが、コロナ禍によって現在は中断している。残食を調査し、月に1回、給食センターへ報告をしている。年に1度、市の栄養士による「栄養教室」が開かれており、年長児が参加して栄養や健康について話を聞く機会がある。		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 給食センターから給食が届けられる。毎日嗜好調査、残食調査が行われ、月末に給食センターへ報告をしている。その結果が献立に反映されている。季節のメニューや行事食など、月ごとに献立が決められている。給食会議が月1回行われ、給食の喫食状況の確認をしている。「給食衛生管理マニュアル」に基づいて衛生管理を行い、給食を安全に提供できるよう心掛けている。		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2- (1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	a ・ ㉠ ・ c
<コメント> 年に2回の懇談会や行事参加、送迎時のコミュニケーションも大切にして、子どもの情報を共有している。保護者アンケートでは「送迎時に話ができる」との記述が多かった一方で、連絡帳などでの丁寧なやり取りを望む声もあった。保育参加や、保育の姿の写真配信については、保護者の満足度が高い。今後は、連絡帳アプリで個別の連絡もできるように改善し、保護者の満足度を上げることを期待したい。		
A-2- (2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	a ・ ㉠ ・ c
<コメント> 登降園時、個別懇談会、保育参観後の座談会といった様々な機会を捉え、保護者の思いを聞いている。相談内容や意見は「育児月報」に記録し、回覧して職員間で周知する仕組みがある。「連絡帳」が来年度からなくなる予定であるが、保護者からは、園での様子を「連絡帳」で伝えてほしいという意見もある。こうした声に応えられるよう検討を図りたい。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 「虐待対応マニュアル」が整備されている。また、園内の自主研修で虐待に関する研修を実施している。子どもの情緒、健康状態、身体状況、持ち物、食事等から、家庭での育児の状況を把握し、気づいたことがあれば、関係機関と連携を図って対応している。被虐待児の見守り支援として、市の家庭児童支援課へ、月に1回報告を行っている。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3- (1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 市の統一した「成果評価シート」を用い、年3回、園長、主査が面談を行って、保育の振り返りを行うと共に、保育の改善や専門性の向上に結び付けている。また、会計年度任用職員にも「自己評価シート」を用いて面談を行っている。		